

令和元年安中市教育委員会 8月期定例会 会議録

日時 令和元年8月28日(水) 午後4時から4時50分まで

場所 松井田庁舎2階 第4会議室

出席者

【教育委員】

委員	金井 裕之
委員	宮川 直子
委員	湯本 見千子
委員	中島 卯

【事務局】

教育長	欠席
教育部長	高橋 信秀
総務課長	欠席
学校教育課長	磯貝 博昭
生涯学習課長	石田 典久
文化財保護課長	齊藤 勝彦
体育課長	山村 俊幸

※ 読みやすさ等のため、発言の内容や趣旨を損なわない範囲で、重複表現、言い回し等を整理しています。

◇ 教育部長

皆様、こんにちは。

本日は、ご多用のところ、安中市教育委員会定例会にご参集いただき、誠にありがとうございます。本日の定例会は、急遽開始時刻を変更することとなり、委員の皆様には、ご理解、ご協力を賜り、大変ありがとうございます。

そして、本日、教育長は公務が重なってしまい、やむをえず欠席をさせていただいております。ご了承ください。

したがって、会議の進行は、教育長職務代理者の金井委員にお願いをいたします。

◆ 金井委員

* 挨拶の後、

それでは、ただいまから、令和元年安中市教育委員会 8 月期定例会を開会します。

次第に従い、日程第 3 「承認事項」に入ります。

前回定例会の会議録の承認について、事務局からお願いします。

◇ 教育部長

前回定例会の会議録については、事前にご確認をいただいていると思いますので、朗読は省略いたします。

ご承認いただけましたら、本会議終了後にご署名をいただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

◆ 金井委員

何かご意見やご質問等がありますか。

* 委員から意見等が出なかった。

◆ 金井委員

無いようですので、承認とさせていただきます。

次に、日程第 4 「諸般の報告」です。本会議の開催前に、配布した資料を用いて、委員には事前に事務局が報告をいたしました。

あらためて、ご意見やご質問等がありましたら、お願いいたします。

* 委員から意見等が出なかった。

◆ 金井委員

無いようですので、日程第 5 「議件」に入ります。

まず、議事の公開の是非について、お諮りいたします。

「議案第32号」については、市議会提出予定議案に関わることから、現時点ではまだ意思決定過程にあると認められるため、議事は、非公開とすることが適当であると思われる。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項ただし書及び安中市教育委員会会議規則第22条の規定に基づき、「議案第32号」については、議事を非公開とし、会議の最後に審議をしたいと思いますが、いかがでしょうか。

* 委員から異議等はない。

◆ 金井委員

ご異議ないものと認めます。「議案第32号」は非公開とし、会議の最後に審議をいたします。

それでは、報告第13号 安中市スポーツ推進審議会委員の委嘱について、事務局から説明をお願いします。

◆ 体育課長

* 「報告第13号」を読み上げた後、

この審議会の定数は、15名以内と定められていて、現在は14名の方々に委員を委嘱しているところです。本年4月で推薦団体の役職に異動があった方々について、引き続き後任者にこの委員を委嘱するものです。任期は平成31年4月1日から令和2年3月31日までで、前任委員の残任期間です。

委嘱をした者は、議案書中の一覧にある4名です。

* 一覧の「氏名」、「推薦団体及び役職」の項目を読み上げた後、

説明は以上です。よろしくお願ひいたします。

◆ 金井委員

説明が終わりました。

報告第13号 安中市スポーツ推進審議会委員の委嘱について、質疑がありましたら、お願いします。

* 委員から質疑等はない。

◆ 金井委員

よろしいですか。無いようですので、報告第13号 安中市スポーツ推進審議会委員の委嘱について、承認される委員の挙手を求めます。

* 挙手全員

◆ 金井委員

挙手全員です。

報告第13号 安中市スポーツ推進審議会委員の委嘱について、承認されました。

続いて、議案第27号 安中市学習の森条例施行規則及び安中市松井田文化会館条例施行規則の一部を改正する規則について、事務局より説明をお願いします。

◇ 文化財保護課長

文化財保護課長の齊藤です。

* 「議案第27号」を読み上げた後、

それでは、資料の中では新旧対照表がわかりやすいと思いますので、そちらをご覧ください、説明をいたします。

このたびの規則改正の主な内容は、10月1日に控えた消費税の税率引き上げに対応して、設備等の使用料を改定するものです。合わせて規則中の言葉遣いや言い回しなどもわかりやすくなるよう修正を加えます。

* 新旧対照表に沿って改正内容を説明した後、

改定後の使用料については、現行の金額を現在の消費税額に合わせて1.08で割って、まず消費税8%が加算される前の金額を算出します。そして、その金額に1.1を掛け、10円未満は切り捨てた金額が、今回の改定後の使用料となっています。

説明は以上です。ご審議のうえ、ご議決を賜りますようお願いいたします。

◆ 金井委員

説明が終わりました。

議案第27号 安中市学習の森条例施行規則及び安中市松井田文化会館条例施行規則の一部を改正する規則について、質疑がありましたら、お願いします。

◆ 宮川委員

改定後の使用料は、例えば、現行の金額に単純に10%を掛けるということではないわけですね。

◇ 文化財保護課長

消費税が引き上げられたときのこれまでの安中市の対応を踏まえ、このたびは、先ほど説明をした計算方法で全庁的に統一されています。

◆ 金井委員

規則の改正は、10月1日から施行されるということですよ。

◇ 文化財保護課長

そうです。

◆ 金井委員

他にはよろしいですか。

それでは、議案第27号 安中市学習の森条例施行規則及び安中市松井田文化会館条例施行規則の一部を改正する規則について、賛成される委員の挙手を求めます。

* 挙手全員

◆ 金井委員

挙手全員です。

よって、議案第27号 安中市学習の森条例施行規則及び安中市松井田文化会館条例施行規則の一部を改正する規則について、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第28号 史跡五料の茶屋本陣条例施行規則の一部を改正する規則について、事務局より説明をお願いします。

◇ 文化財保護課長

* 「議案第28号」を読み上げた後、

こちらも前の議案と同様で、10月1日に控えた消費税の税率引き上げに対応して、設備等の使用料を改定し、合わせて規則中の言葉遣いや言い回しなどもわかりやすくなるよう修正をいたします。

* 新旧対照表に沿って改正内容を説明した後、

説明は以上です。ご審議のうえ、ご議決を賜りますようお願いいたします。

◆ 金井委員

説明が終わりました。

議案第28号 史跡五料の茶屋本陣条例施行規則の一部を改正する規則について、質疑がありましたら、お願いします。

◆ 宮川委員

別表の区分のところに「撮影」とあります。ショーケースに入っているものをそのままの状態に撮影することに関しては、特別観覧料はかかりませんか。

◇ 文化財保護課長

ご指摘のような撮影であれば、特別観覧料はかかりません。例えば、資料づくりなどのためにショーケースから出して違う場所に置き、じっくりと撮影をしたい、といった場合にはこの特別観覧料を申し受けております。

◆ 金井委員

よろしいですか。他には無いようですので、議案第28号 史跡五料の茶屋本陣条例施行規則の一部を改正する規則について、賛成される委員の挙手を求めます。

* 挙手全員

◆ 金井委員

挙手全員です。

よって、議案第28号 史跡五料の茶屋本陣条例施行規則の一部を改正する規則について、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第29号 安中市教育委員会組織規則及び安中市体育施設条例施行規則の一部を改正する規則について、事務局より説明をお願いします。

◇ 体育課長

それでは説明いたします。

* 「議案第29号」を読み上げた後、

スポーツ基本法の一部が改正され、「公益財団法人日本体育協会」が「公益財団法人日本スポーツ協会」というように改められました。これを受けて、安中市では本年5月28日に開催された安中市体育協会の定期総会において「安中市スポーツ協会」と名称を改めることが承認されました。そこで、関係する例規の改正を行うものです。

* 新旧対照表に沿って改正内容を説明した後、

説明は以上です。よろしく願いいたします。

◆ 金井委員

説明が終わりました。

議案第29号 安中市教育委員会組織規則及び安中市体育施設条例施行規則の一部を改正する規則について、質疑がありましたら、お願いします。

* 委員から質疑等はなかった。

◆ 金井委員

無いようですので、議案第29号 安中市教育委員会組織規則及び安中市体育施設条例施行規則の一部を改正する規則について、賛成される委員の挙手を求めます。

* 挙手全員

◆ 金井委員

挙手全員です。

よって、議案第29号 安中市教育委員会組織規則及び安中市体育施設条例施行規則の一部を改正する規則について、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第30号 安中市スポーツセンター条例施行規則の一部を改正する規則について、事務局より説明をお願いします。

◇ 体育課長

引き続き説明をいたします。

* 「議案第30号」を読み上げた後、

この改正の内容は、スポーツ協会への名称変更に伴うものと、消費税の引き上げによりスポーツセンターの附属設備使用料を改定するものです。

* 新旧対照表に沿って改正内容を説明した後、

説明は以上です。よろしく願いいたします。

◆ 金井委員

説明が終わりました。

議案第30号 安中市スポーツセンター条例施行規則の一部を改正する規則について、質疑がありましたら、お願いします。

* 委員から質疑等はなかった。

◆ 金井委員

無いようですので、議案第30号 安中市スポーツセンター条例施行規則の一部を改正する規則について、賛成される委員の挙手を求めます。

* 挙手全員

◆ 金井委員

挙手全員です。

よって、議案第30号 安中市スポーツセンター条例施行規則の一部を改正する規則について、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第31号 安中市立小学校及び中学校の対外運動競技実施規程の一部を改正する訓令について、事務局より説明をお願いします。

◇ 学校教育課長

学校教育課長の磯貝です。よろしくをお願いします。

* 「議案第31号」を読み上げた後、

この改正も、先ほど体育課長から説明があったように、スポーツ協会への名称変更に伴うものです。

* 新旧対照表で改正内容を説明した後、

簡単ですが、説明は以上です。

◆ 金井委員

説明が終わりました。

議案第31号 安中市立小学校及び中学校の対外運動競技実施規程の一部を改正する訓令について、質疑がありましたら、お願いします。

* 委員から質疑等はなかった。

◆ 金井委員

無いようですので、議案第31号 安中市立小学校及び中学校の対外運動競技実施規程の一部を改正する訓令について、賛成される委員の挙手を求めます。

* 挙手全員

◆ 金井委員

挙手全員です。

よって、議案第31号 安中市立小学校及び中学校の対外運動競技実施規程の一部を改正する訓令について、原案のとおり可決されました。

それでは、先ほどお諮りしたとおり、これからの議事は非公開としますので、よろしくお願いいたします。

非公開議件

= 議案第32号 令和元年第3回安中市議会定例会提出予定議案（条例の一部改正案）の作成に対する意見について =

以上で、本日の議件は終了しました。

次に、日程第6「その他」です。

事務局からお願いします。

* 学校教育課長が、言語聴覚士、臨床心理士活用事業について説明をした。

◆ 金井委員

それでは、以上で、令和元年安中市教育委員会8月期定例会を閉会いたします。ありがとうございました。

◇ 教育部長

皆様、大変お疲れ様でした。散会いたします。

* 教育部長が、次のとおり、次回会議（定例会）の周知を行った。

◆ 9月期定例会

- ・ 日時 9月25日（水） 午後2時から
- ・ 場所 松井田支所2階 第4会議室